

平成30年度答申第1号

平成30年12月7日

印西市長 板倉正直 様

印西市情報公開・個人情報保護審査会

会長 伊藤義文

千葉県森林クラウドとの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（答申）

平成30年10月9日付け印西農政第1030号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 結論

千葉県森林クラウドとの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供については、相当の理由があると判断する。

2 実施機関の説明

- (1) 実施機関では、森林経営管理法の施行と林地台帳制度の運用が開始されることに伴い、平成31年4月1日から千葉県、市及び林業事業者（森林組合、素材生産業者等をいう。）が保有する森林関連情報（樹種、材積、地位、森林所有者情報（森林所有者の氏名、住所等をいう。）、森林伐採者情報（森林伐採者の氏名、住所等をいう。）をいう。）を森林クラウドのデータサーバに集積し、リアルタイムでの情報活用を図るためのシステムである千葉県森林クラウドに参加する予定である。

千葉県森林クラウドでは、千葉県（以下「県」という。）と印西市（以下「市」という。）の各業務の台帳と地図情報が連携し、共有する電子地図上に森林に関する情報が表示される。

- (2) 現在、森林関連情報は、県が整備し、それを基に県が林業事業体を支援しているが、森林経営管理法の施行により、市の区域内に存する森林について経営管理が円滑に行われるよう努めることが市の責務とされたことから、今後市が主体となって森林整備を進めていくにあたり、これまで森林関連情報を管理し森林整備の支援を行ってきた県や、森林整備の実行主体である林業事業体と情報共有することができる環境が必要になる。
- (3) さらに、市主体の森林整備の一環として、市が森林所有者情報を整備し、林業事業体等に情報提供を行うための林地台帳制度の運用が開始されることとなった。林地台帳の更新は県が整備している森林計画図あるいは森林簿の更新とも連動する必要がある。
- (4) これらの新しい取組みを円滑に実施するためには、情報の共有と業務状況をオンラインにより相互に確認できるシステムが必要不可欠となる。
- (5) 千葉県森林クラウドを導入することにより提供する個人情報とその提供先は、次のとおりである。
 - ① 林地台帳運用業務については、林地台帳に記載されている情報を県及び要件を満たす林業事業体に提供する。
 - ② 伐採届及び状況報告書管理業務については、伐採及び伐採後の造林の届出書並びに伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書に記載されている情報を県に提供する。
 - ③ 森林経営計画認定業務については、森林経営計画書に記載されている情報を県に提供する。
- (6) 千葉県森林クラウドの導入によって期待される効果は、次のとおりである。
 - ① 県、市及び林業事業体が森林関連情報をリアルタイムで共有することができる。
 - ② システムを共同利用するため、必要経費を県と市町村で折半することでシステム開発費・運用費を節減することができる。
 - ③ 紙媒体で行っていた業務をシステム上で行うことになるため、書類の印刷費・運用費を節減することができる。
 - ④ システムの共同利用により、連絡の行き違いや修正漏れ、報告忘れなどの人的過誤が減る。
 - ⑤ システムの共同利用により市町村主体の森林整備が効果的に進むことで、現在荒れた状態の放置森林の機能が改善し、土砂災害等の発生リスクが低減するため、地域住民の安全・安心に寄与する可能性がある。
 - ⑥ 市町村がシステムを利用し放置森林の整備を進めることで、木材の有

効活用につながり、雇用の創出や地域経済の活性化に寄与する。

(7) 林業事業体が個人情報保護のために講ずる措置に関する基準は、千葉県森林クラウド利用要領案のとおりである。

(8) 県が個人情報ファイルの改ざん、滅失、き損、漏えい等の危険を防止するために講ずる技術的な措置に関する基準は、次のとおりである。

① システム構成及びファイアウォール

本システムは、LGWAN（総合行政ネットワーク）-ASPサービス提供事業者により、システムサーバへはファイアウォールを経由しなければ到達できない構成とする。データセンターファシリティスタンダードにてティア3相当以上であるデータセンター上に構築する。

② アクセス権限の管理

管理権限を持つ職員において、各ユーザの業務権限レベルやレベルによる業務機能の使用可否及び利用可能なデータの範囲の設定を可能とする業務権限設定機能を実装する。

③ システム監視

サービス提供事業者は、監視システムを利用し、本システムの稼働状況及び利用状況等を監視し、障害対応時はその結果や収集したログ等を分析して内容を報告するものとする。

④ ウイルス対策

システムサーバにはウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態を保つと共に、OS・アプリケーションについても対策プログラムなどの反映を随時行う。ウイルス対策ソフトは、データをサーバに登録する際にリアルタイムでチェックを行い、最低一日一回の定時ウイルスチェックを行う。

⑤ ネットワーク

機器等は冗長化を行い、単一障害点（その箇所が停止するとシステムの全体が停止するような箇所）を作らない。

⑥ 電源

サーバ機器等は無停電電源装置を装備し、障害時等における電源が確保されている。

⑦ 24時間365日機器の稼働監視を実施し、障害が発生した場合には、休日・深夜を問わず、即座に復旧体制を整備し、問い合わせ対応を行う障害対応窓口を運用する。また、障害が発生した場合において、障害発生前に取得したバックアップ情報が復元できることを保証するものとする。

3 審査会の判断理由

実施機関の説明によれば、これまでの森林関連情報の整備や林業事業体の支援は県が行っていたが、新法の制定や新しい制度の創設に伴い、今後は市が森林整備を進めていくことになるため、県の保有する森林資源情報と市が今後作成し管理する森林所有者情報を連携させる必要があり、同様に森林施業を行う林業事業体が森林経営計画を策定するに当たってもこれらの情報が必要となる。また、現状の森林関連情報のやり取りは、市と県においては紙媒体で、県と林業事業体においてはCD-R等の電子媒体で行われており、今後、市が千葉県森林クラウドに参加することで、ネットワーク上での情報共有が可能となることから、業務の効率化、事務経費の節減、人的過誤の減少、放置森林の機能改善等の効果が期待され、公益性が高いといえることができる。

そして、千葉県森林クラウドにおける個人情報の保護措置については、千葉県森林クラウド利用要領によって全般的な措置に関する項目及び管理的な措置に関する項目を、千葉県森林クラウド構築業務要求水準書によって不正アクセスの排除に関する項目並びに障害の予防及び回復に関する事項を定めることになっていることから印西市個人情報オンライン結合の基準（平成12年9月4日決裁）に定める基準を満たしており、システムの構成でもサーバと県及び市の端末はLGWAN回線をつなぐことで通信を保護しており、林業事業体はインターネット経由でアクセスすることになるが、その場合の情報の書き込みについてはシステムで無害化処理を行うことになっていることから、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる。

したがって、本件諮問に係る通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供については、妥当と判断する。

答申に関与した委員

伊藤義文、土肥紳一、武田好子、大杉洋平、柳橋幸雄